

一般社団法人 日本専門医機構
第 7 回 理 事 会 議 事 錄



議事次第

I. 第6回理事会（10月5日開催）議事録（未定稿）の確認

II. 協議事項

1. 委員会委員の人事及び委員会名称の変更について
 2. 基本領域とサブスペシャルティ領域の在り方について
 3. 整備指針改定案について
 4. 専門医認定・更新部門委員会からの審議について
 5. 機構と各領域学会との認定料の配分と業務委託契約書について
 6. 社員からの借入金について
 7. 事務局人事等について
 - (1) 事務局長の契約について
 - (2) 事務局員の入退社について
 - (3) 松崎淳人氏（総合診療専門医担当）の契約について
 - (4) 日本医師会からの出向者の延長について
 8. 各種委員会の陪席者規則について
 9. その他

III. 報告事項

- 専門医認定・更新部門委員会報告
 - データベース解析委員会（事前打合せ会）報告
 - 社員の入会について
 - ホームページの掲載状況について
 - 医師偏在対策への提言（国立大学医学部長会議）
 - 専門医の共通講習実施へのご協力のお願いについて
 - 今後の理事会開催日について
 - その他

IV. その他

17時00分、定刻に至り、理事長より挨拶の後、出席理事数及び委任状の確認があり本理事会の成立を宣言し議事を開始した。

I. 第6回理事会（10月5日開催）議事録（未定稿）の確認

10月5日（水）に開催された第6回理事会の未定稿の議事録（案）が提出された。また参考資料として、監事承認済みの第5回理事会の議事録もあわせて提出された。

II. 協議事項

1. 委員会委員の人事及び委員会名称の変更について

既に理事会にて承認済みの委員会について、委員の追加（総務・規約委員会、基本領域専門医委員会、基本領域研修委員会、総合診療専門医ワーキンググループ）の提案があり、追加選任された。

また、専門医研修プログラムと地域医療にかかわる新たな検討委員会の委員名簿が改めて提出された。データベース解析委員会については、委員会名称を「データベース委員会」へ変更することが提案され、了承された。

2. 基本領域とサブスペシャルティ領域の在り方について

吉村理事長より、厚生労働省の「専門医の在り方に関する検討会」の報告書の専門医の領域について説明があり、基本領域学会とサブスペシャルティ領域学会に対する機構の方針や研修方略が資料を基に説明された。それを受け、各理事より以下の通り質問が出された。

- ✓ サブスペシャルティ領域検討委員会の議論では、専門医のしくみをいつから開始する予定となっているのか。
- ✓ 専攻医全員が19の基本領域の専門医を目指すものではないことを強調し、専門医の取得を目指すというような、やわらかい表現を希望する。また、いずれかの基本領域を選択すべき理由をしっかりと説明できるようにしておくべきではないか。
- ✓ 基本領域の専門医制度を平成30年に一斉にスタートすることが一番重要である。サブスペシャルティ領域の本質的な議論を行う前に、サブスペシャルティ領域も同年に一斉にスタートするかを先に議論するべきではないか。
- ✓ サブスペシャルティ領域（内科系13、外科系4）については、プログラム制で進んできているが、その他のサブスペシャルティ領域については、従来のカリキュラム制でも問題ないのか。

機構としては、補足説明と運営指針を含め新たな整備指針が出来次第、サブスペシャルティ領域検討委員会での専門医のしくみ策定開始を各基本領域学会へお願いする。なお、サブスペシャルティ領域検討委員会の設置については各学会に委ねるとされた。サブスペシャルティ領域検討委員会で検討されたものを機構で検証し、認定する。その他のサブスペシャルティ領域（内科系13、外科系4以外）については、基本領域連携委員会でサブスペシャルティの基本方針に沿って引き続き検討を行う。また、整備指針改定案の指摘のあった表記箇所について、リジットにならないように修正する。

3. 整備指針改定案について

整備指針改定案について、山下副理事長より以下の説明がなされた。

- ✓ 機構の基本姿勢は「新たな専門医の仕組みは、機構と各基本領域学会が連携して制度を構築すること」であり、「制度を柔軟に運用する」方針である。
- ✓ 整備指針改定案では、基本領域についての基本的な方針を包括的にまとめており、詳細（数値、運用、解釈、基準など）については今後検討される予定の「補足説明」に別途定める。
- ✓ 基本領域学会専門医は原則としてプログラム制をとるが、領域の特殊性を考慮しカリキュラム制も可能とする。また、ダブルボードに関しても可能とする。専攻医の研修プログラム修得の管理については、基幹施設が行う。
- ✓ 地域医療への配慮については、新たな仕組みによる基本領域の研修では、原則として、研修施設群を形成し、ローテイト研修を行うものとする。実際の運用に当たっては地域による特殊性を基本領域学会、サブスペシャルティ学会において配慮し柔軟に対応する。

そのほか、地域医療を維持するために必要な施設において常勤の専門研修指導医を置くことが困難な場合、研修連携施設に準ずる施設を、各領域が定める期間、指導医が不在であっても専攻医の研修実績として認めるように配慮する。

各基本領域学会専門医研修の基幹施設あるいは、連携施設のいずれでも専攻医の採用は可能であるとし、運用については各学会へ委ねる。加えて、各領域学会の整備基準に地域医療・地域連携経験・研究経験を必ず明記することとする。

- ✓ 特定の理由により、専門研修が困難な場合の措置として、所定の様式による延長申請を行うことができる。一定期間の中止については、各領域学会と機構で検討の上、研修期間の延長をせずプログラム修了とする。
- ✓ 基本領域学会専門医とサブスペシャルティ学会専門医の並行研修プログラムについて、各領域学会の整備基準に含めることとする。また、基本領域学会とサブスペシャルティ学会の調整・合意により、基本領域学会研修の修得事項はサブスペシャルティ学会研修に積み上げができる。

上記の説明に対し、理事より質問及び要望が出された。

整備指針改定案について、専門研修プログラムの二次審査を機構が行う根拠・基幹施設・連携施設における採用の基準について明記する必要があるのではないか。機構の役割が、「認定・評価」から「助言・評価」に変わっているが、変更するのであれば、相当の議論がなされるべきであり、

「助言・評価」ではなく、専門医の在り方に関する検討会における最終報告書での表記（専門医の認定と養成プログラムの評価・認定）に相当するような表現とすべきである。平成30年度に一斉にスタートするためにパブリックコメントを出すなどして広範な意見を聞くことが必要である。前年度実績を参考にし専攻医の募集にある程度の制限を付けるべきではないか。

その他、以前は「基本領域」と呼称していたが、責任をもってプログラムの運用を行っているのは学会であることから「基本領域学会」とすることになった。

本日協議された整備指針の大枠はよろしいこととし、理事から提起された意見及び日本医師会の提言等を踏まえて整備指針改定案へ反映し、細則については各学会へ問い合わせるなどして、改めて12月の理事会へ提出したいとされた。

なお、地域医療の医師の偏在を数で補う考え方ではなく、まずは、専門医の質の担保を行い、その後で医師の地域偏在が今以上に進まないような対策について専門医研修プログラムと地域医療にかかわる新たな検討委員会にて検討するとして了承を得た。

4. 専門医認定・更新部門委員会からの審議について

北川理事より、機構認定専門医制度の1年延期に伴い、臨床検査領域の専門医更新基準の修正・変更（審査料1万円の追記、移行措置を1年後に変更等）について、臨床検査医学会より申請があったことが説明され、承認された。

専門医認定・更新部門委員会の円滑な運用のために新たに専門医委員会規則を制定し、専門医委員会の中に専門医認定・更新部門委員会委員からなる常任委員会を設けることが承認された。

5. 機構と各領域学会との認定料の配分と業務委託契約書について

松原副理事長より、各領域学会に一定額の業務委託料を支払うことについて説明がなされ、理事会の決定に基づくことを条件に承認された。なお、業務委託料金については、機構の財政状況を鑑みて今後検討するとされた。

業務委託契約書（案）が提示され、法律上で問題ないかを確認した後、各領域学会と業務委託契約を締結することが了承された。

6. 社員からの借入金について

松原副理事長より、理事会にて承認済みの社員からの機構運営資金借り入れについて、契約済みの4団体の金銭消費貸借契約書（写し）が提出され、入金があったことが報告された。また、金利について原則、全社員0.01%でお願いしているところだが、各学会により事情が異なることから変

則的に対応することが承認された。

7. 事務局人事等について

(1) 事務局長の契約について

吉村理事長により、事務局長の派遣元である地域医学研究基金と機構とで交わされた「職員の派遣に関する協定書」が提示され、平成28年4月1日からの契約であること、事務局長の派遣期間と委託費用等の説明がなされた。なお、委託費用については、機構の経済状況から約2年前から支払いがされていないことが説明された。

今村監事より、理事会を通さずに法人間で契約を行っていること、他の組織からの派遣の方が事務局長の職についていることについて協議するよう要望があった。

また、事務局長への委託費用未払いについては、予算書に明記されていないため、改めて予算書の提出が求められた。さらに、「職員の派遣に関する協定書」第10条に派遣職員の勤務状況とその他について報告することが記載されており、報告書を理事会に提出するよう要望された。

次回の理事会に、機構が設立されてから今までの事務局長の協定書と報酬の支払い状況について提出することとなった。常勤で勤務して頂ける方に事務局長を務めていただきたいことや、現在、理事長は無報酬であることから、給与を支払うべきではないかなどの意見が上げられた。

(2) 事務局員の入退社について／(4) 日本医師会からの出向者の延長について 松原副理事長より、現在の事務局員の業務配置について説明がなされた。日本医師会からの出向者2名について、財務について業務支援が必要なため、平成29年3月31日まで契約を延長したい旨の説明がなされ、承認された。

(3) 松崎淳人氏（総合診療専門医担当）の契約について

吉村理事長より、松崎淳人氏は、前執行部における総合診療専門医の特任指導医講習会を担当されていたため、特任指導医講習会レポート提出の整理、総合診療専門医に関する事務作業の指導のため、週2～3日程度で派遣契約（無報酬、交通費（実費相当））されていることが説明された。

羽鳥理事より、担当事務職員が総合診療専門医に関する委員会関連の業務に適切に専念できるよう、早期に松崎淳人氏の契約を解除するよう求めがあった。

8. 各種委員会の陪席者規則について

松原副理事長より、既に理事会にて了承されているが、原則として理事・監事は全ての委員会に出席可能であることが再度説明された。今後、総務・規約委員会にて各種委員会の陪席者規則について検討予定であるが、厚生労働省の陪席については、専門医の仕組み、地域医療への配慮などの把握のため陪席の要望があることが説明され、承認を得た。

III. 報告事項

1. 専門医認定・更新部門委員会報告

北川理事より、共通講習に関する質問が多数きており、以前はそのほとんどを機構で回答していたが、数の多さへの対応を緩和する為、病院からの質問について以前は、平成28年度までは主催者が受講証明書を発行し、専門医更新時に受講者が受講証明書を学会へ申請すれば単位として認められるとしていた所を、今後は学会へ受講証明書を申請した際に学会が承認すれば機構としても追認するとし、判断を学会へ委ねることとする。

また、共通講習に関する取り扱いについて文書を基本領域専門医委員会及び各基本領域学会へ発出し、共通講習、診療領域別講習の取り扱いに関する方向性を示し、理解を得たいとした。

以上について、異議無く承認された他、第2回専門医認定・更新部門委員会議事録（未定稿）が提出された。

2. データベース解析委員会（事前打合せ会）報告

稻垣理事より、専攻医の登録手順について、以前より、機構にて作成済みの専攻医登録システムを各基本領域学会へ提供し、基本領域学会のホームページに掲載依頼を行う予定であることが説明された。専攻医登録システム上で専攻医がマイページを作成することにより、当該領域学会の研修プログラムに応募することが可能であり、重複して他領域の研修プログラムに応募できない仕様とする予定である。平成29年の夏までにシステムの運用ができるよう進めて行くと話された。

専攻医の応募方法について、決定されている事項から順次、機構ホームページにて掲載することや、専攻医の個人情報の取り扱いについて、検討するよう要望があった。研修プログラム応募の締め切りの時期や本理事会にて要望されたことなどについて協議していくとされた。

3. 社員の入会について

松原副理事長及び山下副理事長より、各団体からの入社希望の要望については、引き続き、基本問題検討委員会にて検討していくとされた。社員の入会希望について、報告ではなく協議事項とすることと、入社希望団体に対して、文書にて回答する必要があるとの意見が出された。

4. ホームページの掲載状況について

北川理事より、機構ホームページにて現在「準備中」となっている専門医認定・更新ページについて、近々に挨拶文などを掲載する予定であることが報告された。

松原広報委員長より、ホームページへの掲載に関する承認については、運営委員会が広報委員会を兼ねているため、吉村理事長へ連絡していただき、運営委員会で検討するとされた。なお、森理事よりホームページに掲載する際は、整合性等に注意を払って欲しい旨の要望があった。

また、現在の機構ホームページの画面が参考資料として提出された。

5. 医師偏在対策への提言（国立大学医学部長会議）

医師偏在対策への提言文書が提出された。

6. 専門医の共通講習実施へのご協力のお願いについて

羽鳥理事より、専門医の共通講習実施について、今後日本医師会と都道府県医師会で詳細を詰める予定であることが報告された。

7. 今後の理事会開催日について

今年度までの理事会開催日程表が提出された。

IV. その他

松原副理事長より、総合診療専門医に関して、日本内科学会と専門研修プログラムの研修期間などについて協議していくことが伝えられた。

以上をもって、本日予定された議事が終了し、この議事内容を明確にするため議事録署名人として監事が指名され、19時30分に散会した。

平成28年11月18日

理 事 長 吉 村 博 邦 
吉村 博邦

監 事 今 村 聰 
今村 聰

監 事 寺 本 民 生 
寺本 民生

監 事 山 口 徹 
山口 徹